

平成30年度「子どもの未来応援プラン」の事業実施状況について

本市では、生まれ育った家庭の事情等により進学を諦めたり、学習の継続が困難になるなど、いわゆる「子どもの貧困」問題がクローズアップされている実情を踏まえ、平成30年3月に「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもたちの生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない施策の実施や、子どものみならず、その保護者の生活や就労を応援していくことにも視点を置き、全庁的な支援体制の構築を目指してまいりました。

本計画は、「子供の貧困対策に関する大綱」にある重点的支援方針に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、(1)教育の支援、(2)生活の支援、(3)保護者に対する就労の支援、(4)経済的支援を柱として、子どもの貧困状況を防ぎ、健やかな成長を支援するために多分野の連携による包括的な取組を行うものです。この度、平成30年度について各事業の実施状況の主なものについて公表します。

1. 計画の基本目標

基本目標	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち
基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大阪市全体での取組へ ・ 今、そこにある子どもの貧困へ向き合う ・ 貧困の予防・世代間連鎖の解消 ・ 市民参加型による支援へ向けた意識の醸成
施策の基本的な方向	<p>(1) 教育の支援～まなびを応援～</p> <p>①経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるような教育の支援</p> <p>②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知</p> <p>(2) 生活の支援～くらしを応援～</p> <p>①子ども本人はもとより、保護者を含め、家庭全体を自立に向けて包括的に支援</p> <p>②生活に困難等がある家庭の自立を支援</p> <p>③子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言</p> <p>④相談窓口をつなぐ仕組みを構築</p> <p>⑤子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる居場所の設置を促進</p> <p>(3) 保護者に対する就労の支援</p> <p>①主にひとり親家庭や生活保護を受給している家庭を対象に、就業を軸とした自立支援</p> <p>(4) 経済的支援</p> <p>①主にひとり親家庭や生活保護制度を受給している家庭を対象に、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援</p>

2. 主な事業の実績

計画の第4章具体的な取組に掲載されている、子どもの貧困対策に関する実施事業の主な実績を紹介いたします。

1) 教育の支援 ～まなびを応援～

①) 学校等での子どもへの支援

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
学びのトライアル事業	生涯学習にもつなげる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。	<p>○学力向上支援コーディネーターを中心に、組織的な取組を継続して進めている。(先進校の実践報告及び視察)</p> <p>○「東大阪市教育フォーラム」では、学力向上、ICT活用及び小中一貫教育をテーマに実践報告及び講演会を行った。</p> <p>○小学校普通教室に電子黒板を設置し、活用促進に向けた研修を実施した。</p> <p>○「標準学力調査」を実施し、児童の学習状況を把握し、授業改善につとめた。</p> <p>○英語検定受検料補助事業を行い、自ら英語力向上を図るため英語検定を受検する生徒を支援した。</p>	学校教育推進室
スクールカウンセラーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置する。	<p>・全中学校区に府費で、日新高等学校には市費でスクールカウンセラーを配置。</p> <p>カウンセラー相談回数 児童生徒より 延1,873回 保護者より 延1,255回 教員より 延3,865回</p> <p>・全中学校区において、定期的に開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議にスクールカウンセラーが参画。</p> <p>・府費により配置しているスクールカウンセラーが減少し、相談件数が減少した。</p>	学校教育推進室

スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・7小学校を拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置。 ・園児・児童・生徒のケース会議に、スクールソーシャルワーカーを派遣。(いじめ・不登校・虐待など) ・全中学校区において、定期的に関行されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議に、派遣要請にんじてスクールソーシャルワーカーが参画。 	学校教育推進室
スクールサポーターの配置	学校園における課題の改善を図るため、その状況にんじて園児・児童・生徒への教育支援(学習補充・特別支援教育・日本語指導・クラブ指導等)を行行スクールサポーターを配置しています。	学校園における様々な課題(学習補充・特別支援・日本語指導・クラブ活動等)の改善を図るため、学校からの要望に基づき、スクールサポーターを配置し、教育支援を行行った。	学校教育推進室
不登校総合対策事業	東大阪市内の25中学校区全てを重点ブロックと位置づけ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、定期的に関幼小中の連携会議を実施しています。また、ブロック代表者会議で各中学校区の取組等を集約し、教育相談機能の充実、教職員の資質向上を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の不登校対策担当者連絡協議会を3回実施。 ・各中学校区において、いじめ・長欠・不登校対策ブロック会議を定期的に関行。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、ブロック会議やケース会議に参画。 	学校教育推進室
教育支援センター事業	学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の学校復帰への支援を図るとともに、教育支援センター(適応指導教室)の支援の充実を図る。	入室者数18名 不登校改善率94%(部分復帰17人) 中学校3年生の進路状況100%	教育センター
教育・発達相談事業、「相談員派遣事業」、「電話相談」(いじめ・悩み110番)(子どもの悩み相談)	相談員を、市立幼稚園・認定こども園・小学校に派遣し、「特別支援教育」の推進や「不登校問題」の対応に向けて、相談機能の充実を図る。また、保護者と子ども向け電話相談窓口の設置と周知を行行ることにより、保護者や子どもが悩みを話せる場を多く持てるようにしている。	相談員派遣 活動回数5,653回 電話相談回数(子どもの悩み相談、いじめ悩み110番)119回	教育センター

家庭文庫育成事業	地域で絵本・児童書と子どもたちを結びつけ、図書館から遠い地域でもより豊かな読書環境を整備するため図書資料の提供を行っています。	家庭文庫用の図書を購入。	社会教育課
留守家庭児童育成事業	留守家庭児童育成事業は、労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るための事業です。本市では、平成30年度から公募により選定された事業者が運営主体となり、市の委託を受けて学校敷地内で運営しています。現在、本市では50クラブを開設しており、内31クラブは民間事業者、13クラブはNPO法人、6クラブは一般社団法人が運営しています。	在籍児童数 3,632 人 (H30.5月現在)	青少年スポーツ室

②就学支援の充実

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、園児の世帯の市町村民税課税額に応じて補助金を交付しています。	1,594 件、241,737,800 円の補助金支給を実施	子育て支援課
保育料減免	保育所（園）、公立幼稚園、認定こども園及び小規模保育施設の保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。	292 件（児童）減免適用、6,087,370 円の減免を実施	子育て支援課
就学援助制度	市立小・中学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。	H30 年度 小学校支給人数 5,792 人 H30 年度 中学校支給人数 2,549 人	学事課
東大阪市特別支援教育就学奨励費	市立小・中学校の支援学級に在籍されている児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、必要な義務教育経費の一部を援助しています。	H30 年度 小学校支給人数 431 人 H30 年度 中学校支給人数 161 人	学事課
東大阪市立障害児者支援センター レピラ	発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援をする施設です。診療、療育、訓練等を行い、	平成 30 年度実績 受付件数 445 件 相談延べ件数 2,480 件	子ども家庭課

	子どもの発達や障害に関する相談を行っています。	就学前の相談が48%であった。	
--	-------------------------	-----------------	--

③大学等進学に対する教育機会の提供

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
東大阪市奨学金制度	経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で奨学金をお貸しする制度です。卒業後には、返還の義務が生じます。	H30 奨学金 139人 H30 入学準備金 14人	学事課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	新規貸付 2件 1,023,000円 継続貸付 36件 27,640,200円	子ども家庭課

④生活困窮世帯への学習支援

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
生活困窮者自立支援事業(学習等支援事業)	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	毎週木曜日に本庁もしくはユトリートにて、中学生を対象に実施。	生活福祉室

⑤その他の教育支援

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
早寝・早起き・朝ごはん運動	市内在住の幼稚園児・保育所(園)・認定こども園児、小中高生の生活リズムを整え、ひいては学力の向上を目指して取り組んでいる事業です。啓発ポスター・チラシの配布や、機会のあるごとに市内各種団体への協力の呼びかけ等を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・早寝・早起き・朝ごはんに関するポスターを作成し、小・中学校に配布した。 ・家庭教育の手引書を5,200部作成し、新1年生保護者と子どもに関わる教職員、市内教育関係施設・団体に配布した。 ・平成27年度より、「東大阪市家庭教育支援に係る検討会議」を設置し、東大阪市における家庭教育支援の在り方について、教育委員会全体で継続的に検討・議論を行っている。(H30 	青少年スポーツ室

		年度会議開催 1 回)	
ブックスタート事業	各保健センターで実施する乳幼児（4 か月）健診の際に、全世帯に絵本を配布し、1 人 1 人に読み聞かせを実施し、親子が絵本を介しお互いの肌の温もりを感じながら、楽しいひとときを共有し、親子がふれあう「親と子の本の時間」を応援しています。	全 96 回 4 ヶ所（西保健センター、中保健センター、盾津鴻池公民分館分室、東保健センター）で実施。 絵本配布冊数 3,361 冊	社会教育課
キャリア教育推進事業	子どもたちが地元を大切に思う心「地尊感情」を育むキャリア教育の推進を目的に以下の事業を実施しています。 ①キャリア教育プログラムの充実 ②教職員向け『キャリア教育研修』の実施 ③経済部と連携してモノづくり体験教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区においてキャリア教育の年間計画を策定し、計画に基づいた取組を実施。 ・幼小中中高の教職員向け研修を 2 回実施。 ・小学校を対象に、モノづくり体験教室等のキャリア教育を実施。 ・中学生 1・2 年生対象に、阪大医学部の体験学習を実施。45 組 90 名の中学生と保護者が参加。 	学校教育推進室
インターンシップ体験活動	市立高校の生徒が自己の職業適性や将来設計について考え、確かな職業観、勤労観の育成のため、庁内及び関係施設において職場体験を行っています。	2 年生 3 名が、健康福祉局健康部保健所にて、インターンシップを実施。保健センター業務補助を行なった。	学校教育推進室
小中学校における体験学習（職場体験等）	<p>【小学校】</p> <p>小学校では、商業に結びつくキッズマーケットや米作り等の体験学習・ものづくり体験や工場の社会見学・職業人への聞き取り学習に取り組んでいます。</p> <p>【中学校】</p> <p>中学校では職業調べ、キャリアデイとして職業人の話を聞く学習・「職場体験学習」等を行っています。</p>	<p>小学校では、モノづくり等の体験学習や社会見学、聞き取り学習等を行なった。</p> <p>中学校では、1,307 事業所で 3,706 人が職場体験学習を実施。</p>	学校教育推進室

2) 生活の支援 ～くらしを応援～

①保護者の生活支援

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各福祉事務所にて相談支援を行っています。	生活保護実績世帯 総数：14,273 世帯 高齢世帯：7,730 母子世：998 障害者世帯：1,634 傷病者：1,578 その他世帯 2,273 医療単体：400	生活福祉室 各福祉事務所
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建をすすめていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合があります。	直営と委託の2種類の事業があり、直営では法に基づく相談や関係機関との連携を行って対応している。委託部分では、住居確保給付金窓口や就労準備支援、家計相談、一時生活支援等を行っている。H29の総相談件数は812件、H30は約874件で、相談業務として着実に実施できている。	生活福祉室
がん検診・成人歯科健診事業	がんの早期発見、早期治療を目的にがん検診を実施しています。(女性は20歳以上で子宮がん、40歳以上乳がん(2年に1回)、その他、40歳以上の肺、大腸、胃のがん検診を実施。自己負担は非課税、生活保護世帯は無料です。成人歯科健診は30歳以上の5歳刻みの年齢で無料で実施しています。 ※年齢の上限あり。	がん検診受診率 胃がん 13.4% 肺がん 14.3% 大腸がん 15.0% 子宮がん 22.9% 乳がん 19.9% 成人歯科検診受診者数 2,735人	健康づくり課
育児支援すくすく事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所(園)を開放し、保育所(園)児との交流を通じて、保護者に対して育児の仕方等について相談助言等を行っています。	保護者支援、子どもの発達支援などの要件で、保健センターと連携し選定された親子が、少人数の教室に続けて参加することにより、親子ともに自信をつけ、大勢の場所に出られるようになった、成長できたと喜ばれている。	子育て支援課 保育室

地域子育て応援 団事業	事業者等に協力会員になっていただき、「地域子育て応援団」として子育てサポーターへつなぐなど、地域全体でサポートする仕組みづくりを行っています。また、子育て情報をウェブサイトや冊子、メールマガジン等によって提供し、地域の子育てを支援しています。	子育てアプリにおいてはダウンロード数を増やすための周知を行った。また、改善するためのアンケートを実施した。	子育て支援 課
保育所地域活動 事業	保育所（園）において、園庭開放（赤ちゃん教室、土曜自由来所も含む）等で親子で遊ぶ場を設定したり、育児不安を持つ保護者等に対し情報の提供や育児相談等を行うことで子育て支援を行っています。	担当者が、様々な遊びや自由に遊ぶ時間を提供したり、保育所（園）の園児の様子、保育士のかかりを見て、母親が子育てについて学んでいく。また、気になる親子については、子育てサポーター（利用者支援事業）と連携をとり、適切な機関につなげていく。	子育て支援 課 保育室
子育て短期支援 事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	<p>【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。</p> <p>【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。</p>	<p>実施施設 児童養護施設 5 施設・乳児院 1 施設</p> <p>利用実績 ショートステイ 45 人、 延 328 日 トワイライトステイ 0 人、 延 0 日</p>	子ども見守り 課
子育てサークル への支援	子育てに不安を持つ保護者に対し、子育てのアドバイスや相談に応じるとともに、個々の親子をつなげ、子育てサークルとしての活動へ導くため、子育てのつどいを開催しています。また既に活動しているサークルに対して、保育士、保健師の派遣、遊具や活動する部屋の貸出等を行い、サークル作りや運営のアドバイスをしています。	子育て支援センターや保育所園庭開放、赤ちゃん教室などで繋がった親子が、子育て仲間として集う。子育ての悩みを共感しあえることで、子育ての孤独感、負担感が軽減され、母親の居場所となっている。また、母親自身の自己肯定感にもつながっていくと思われる。	子育て支援 課 社会福祉協 議会 保育室 母子保健・感 染症課 保健センタ ー

<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>【地域子育て支援センター事業】 地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭への支援を行っています。</p> <p>【つどいの広場事業】 主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談等ができる場を提供しています。</p>	<p>気軽に親子で遊びに行ける場として、子育ての悩みを相談できる場所として、保護者の要求に応じて、広い子育て支援センター、こじんまりとした雰囲気をつどいの広場を選び通っている。スタッフとの信頼関係ができてくると、様々な相談もできる。長い間通い、母親自身の居場所となり、子育てを楽しめるようになっていく。</p> <p>気になる親子については、子育てサポーター(利用者支援事業)と連携をとり、適切な機関につなげていく。</p>	<p>子育て支援課 保育室</p>
--------------------	---	--	-----------------------

②子どもの生活支援

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
ひきこもり等子ども・若者支援事業	来所による相談等により、ひきこもり状態から脱出できるように支援を行うもので、社会復帰へとつなげることを目的としています。	相談件数 878 件 実相談人数 63 人	青少年スポーツ室

③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	子育て中の親に対する個別援助活動 延 4,340 回 グループ援助活動（子育てサロン）の参加者 延 2,602 人	福祉企画課
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員が、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。	・民生委員・児童委員による相談支援件数 (平成30年度実績) 18,890 件 (主な内訳) 高齢者に関すること 12,233 件 障害者に関すること 452 件 こどもに関すること 3,424 件 その他 2,781 件	生活福祉室 子ども家庭課

		・母子福祉推進委員による相談 件数 延べ 56 件	
母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。	相談件数 1,022 件	子ども家庭課 福祉事務所
地域や関係機関、団体との連携した取組の推進(愛ガード運動推進事業)	地域で子どもを守る活動と防犯教室をすすめていく。また、学校園、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察が情報交換と連携を図る。	・愛ガード運動については、51 小学校区で実施。 ・平成 30 年度愛ガード運動協力員登録者数 12,772 名 (H31 年 3 月末現在)	学校教育推進室
コミュニティソーシャルワーカーの配置	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	・コミュニティソーシャルワーカー 相談人数 1,088 人 相談内容による分類 50,268 件 うち、子育て・子どもの教育に関すること 1,124 件	福祉企画課
児童虐待防止事業(東大阪市要保護児童対策地域協議会)	要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動として子育て講演会、研修会等に取り組む一方、3 地域(東・中・西)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組んでいます。毎年 11 月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施しています。	代表者会議 1 回 調整会議 年 4 回 地区会議 各地区 各年 3 回 実務者会議 各地区 各月 1~2 回(月 15 回) 講演会 6 回(参加者 243 名) 事例検討会 8 回 個別ケース検討会議 299 件 11 月子ども虐待防止月間キャンペーン	子ども見守り課

④妊娠期から切れ目のない支援

施策名	内 容	30 年度事業実績	所管課
保健師家庭訪問事業	主に妊娠時、新生児、乳幼児期に住所地を担当する保健師が家庭に訪問して、心身の状況、育児等について相談に応じ、情報提供や支援を行うとともに必要な機関へのつなぎを行っています。	妊産婦 実 1,052 人 延 1,499 人 新生児 実 340 人 延 425 人 未熟児 実 274 人 延 358 人 乳児 実 674 人 延 1178 人 幼児 実 636 人 延 1127 人	母子保健・感染症課 保健センター

妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診(産婦健康診査)	妊娠期には、健康で安全な出産を迎えるための母体管理をするために産科医療機関での定期的な受診が必要です。また、産後は心身ともに健康で育児を行うためにも産後健診(平成31年1月より産婦健康診査に変更)を全産婦に受けていただくことが重要であり、経済的な負担を軽減するために補助を行っています。	妊婦前期 3,330件 妊婦中期 3,199件 妊婦後期 2,971件 妊婦基本 延 29,956件 多胎 15件 妊婦補助券 26,159件 産後 286件 産婦 ①475件 ②169件 妊婦歯科 810件	母子保健・感染症課 保健センター
乳児一般・後期健康診査	生後1か月頃と生後10か月頃の成長や発達が著しい時期に、それらや育児の状況を確認するため、乳児一般・後期健康診査を委託医療機関で無料で実施します。継続的に発達・発育・育児の様子観察が必要な家庭については、委託医療機関からの連絡を受け、保健センターでの支援を行っています。	乳児一般健康診査 2,900件 乳児後期健康診査 2,893件	母子保健・感染症課 保健センター
乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行うとともに、養育困難な家庭に対しては、早期に適切なサービスに結びつけるように支援しています。	3,200件	母子保健・感染症課 保健センター
乳幼児(4か月・1歳半・3歳半)健康診査	乳幼児の月齢に応じた発育・発達状況について、体重・身長計測、医師・歯科医師の診察、保健師、栄養士、心理職等の専門家による育児相談を行っています。特に母子を取り巻く育児環境は社会情勢に影響を受けるため、必要に応じて個別支援を健診後も継続して丁寧に対応しています。	4か月児健診 96回 受診児数 3,316人 1歳6か月児健診 77回 受診児数 3,249人 3歳6か月児健診 77回 受診児数 3,303人	母子保健・感染症課 保健センター
児童虐待発生予防システム構築事業	1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診の未受診家庭を民生委員・児童委員が家庭訪問して、健診の受診をすすめ、必要な養育支援につなげています。	家庭状況の把握ができ、健診の受診や支援が必要な家庭の早期発見につながった。 訪問依頼件数 1歳6か月健診未受診 17件 3歳6か月健診未受診 14件	子ども見守り課

子育て支援電話 相談事業	子育てについての不安や悩み・18歳未満の子どもに関する相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日相談員が電話で応じています（必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します）。	児童養護施設に事業委託。 延相談件数 535件	子ども見守り課
養育支援訪問事業	本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、家庭訪問を実施することにより、当該家庭が安定した乳幼児の養育を行えるように支援する。	支援家庭 14家庭 延訪問回数 60回	子ども見守り課 母子保健・感染症課 保健センター
ティーンズママの会	10代で妊娠・出産した母親を対象にして、親子が集う会を設けています。仲間と一緒に季節ごとのイベントを行ったり、調理実習等を通して食生活を見直す機会や、子どもへの手作りのおもちゃを作ったりしています。母親にとって、会が居心地のよい場となり、子育てに関する知識や方法を身につけることができるように、保健師や助産師、保育士がさまざまな相談やアドバイスをを行っています。	2か所 24回 実21組 延80組	母子保健・感染症課 保健センター

⑤住宅の支援

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集しています。	若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集した。 平成30年度 4戸募集	住宅政策室
住宅確保給付金制度（生活困窮者自立支援制度）	就労意欲のある65歳未満の方で2年以内に離職または廃業により家賃の支払いに困り、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象に、一定	年間利用実人数：32人	生活福祉室

	<p>期間、住居確保給付金（限度あり）を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行っています。</p> <p>※給付要件あり。</p>		
--	---	--	--

⑥相談機能の充実

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
すこやかテレホン事業	東大阪市青少年補導センター内にて、すこやかテレホン相談員（市少年補導員）が交代で電話対応しています。来所相談や、メールでの相談も受付けています。（東大阪少年補導協会に委託して事業を行っています。）	相談件数 33件	青少年スポーツ室
児童家庭相談事業	市の児童虐待に係る通告窓口であり、要保護児童対策地域協議会の調整機関である各福祉事務所で、0歳から18歳までの児童及び家庭に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行っています。	相談件数は3,101件。虐待相談が1,334件で最も多く、次いで言語発達障害が589件。	子ども見守り課 家庭児童相談室
教育・発達相談事業「来所相談」	子どもの養育や教育、発達に関する相談を子どもとその保護者に対して行う。	来所相談 実施回数 4,516回	教育センター
東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム（相談事業）	男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談（電話、心理面接、法律、労働、多言語）、男性のための相談（電話）を実施しています。	平成30年度電話相談件数1,705件、面談相談件数592件、法律相談件数32件、労働相談件数18件。	男女共同参画課
DV対策事業	DVに関する専門相談を通じて、DV被害者を支援しています。	H30.4.1～H31.3.31まで延べ相談件数508件。移送を伴う支援を7回実施した。	男女共同参画課

⑦子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築します。また、子どもたちの発想や思いが大切にされ	①東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において小学生を対象とした、子どもたちの	子ども家庭課

	<p>るような居場所づくりの支援を行います。</p>	<p>学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりを平成30年10月より市内10施設にて実施した。</p> <p>②東大阪市食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業 市内で子ども食堂を実施・運営する団体に対して、子ども食堂の運営に要する経費の一部を補助金として交付。補助金の交付にあたっては、検便代や行事保険等の安全・安心のための経費を優先的な用途とし、残余はその他経費に充当可能なもの。補助額は、調理を伴う場合は1開催当たり7,000円を、調理を伴わない場合は3,000円を補助。平成30年度は13団体に補助金の交付を行った。</p>	
--	----------------------------	---	--

3) 保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～

①保護者に対する就労の支援

施策名	内 容	30年度事業実績	所管課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談、法律相談等を実施しています。	就業相談 57人 就業支援講習会 パソコン初級（ワード試験対策、エクセル試験対策）講座、介護職員初任者研修、実務者研修、登録販売者試験対策講座など9講座 50人受講 法律相談 56人	子ども家庭課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	<p>【自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が就職の促進に効果の高い資格の取得を目指すために養成期間で修業する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 13件 491,070円 ・高等職業訓練促進給付金 38件 38,096,000円 ・高等職業訓練修了支援給付金 9件 375,000円 	子ども家庭課

	に、一定期間高等技能訓練促進費を支給しています。		
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かく継続的な自立・就労支援を実施しています。	プログラム策定件数 15 件	子ども家庭課
地域就労支援事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	新規登録者数 31 名 相談件数 214 件 就職者数 6 名	労働雇用政策室
就活ファクトリー東大阪の運営	39 歳以下の若者と女性（女性は年齢制限無し）を対象に、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流業務を実施しています。	新規登録者数 1,079 名 相談件数 665 件 就職者数 362 名 セミナー回数 151 回 セミナー参加者数 1,523 名	労働雇用政策室

4) 経済的支援

①経済的支援

施策名	内 容	30 年度事業実績	所管課
母子福祉資金、父子福祉資金の貸付	20 才未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭への貸付制度です。（貸付の種類）修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など。	新規貸付 2 件 1,023,000 円 継続貸付 36 件 27,640,200 円	子ども家庭課 福祉事務所
子ども医療費助成事業	子どもが医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部と入院時の食事代の自己負担金を助成しています。 ※年齢制限あり。	医療費：731,928 件 食事代：4,440 件	医療助成課
ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己	129,664 件	医療助成課

	負担金の一部を助成しています。		
児童手当事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とし、児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。支給期間は児童が中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）までです。	年度末受給者数 35,571人	国民年金課
児童扶養手当事業	ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合等も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が18歳に達した日以後の最初の3月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は20歳未満までです。 ※所得制限あり。	年度末受給者数 4,897人	国民年金課